## 平成27年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No 府 省 庁 名 防衛省 3 対象税目 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 (軽油引取税) 要望 自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等に係る課税免除の特例措置の恒久化 項目名 ・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 要望内容 自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等に使用する軽油(ナンバー取得の無い自動車や電波機 (概要) 械、高射砲等の駆動装置並びに通信の用に供する機械及び電波機械の整備用機械等)の引取り。 特例措置の内容 自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等に使用する軽油の引取りに対しては、都道府県知事 から免税証の交付があった場合又は都道府県知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さないものとされて いるが、当該特例に関して、地方税法本則による恒久的な措置とすることを要望する。 地方税法附則第12条の2の7第1項第1号及び第2号 関係条文 地方税法施行令附則第10条の2の2の表の第2号 地方税法施行規則附則第4条の7第2項 減収 — (▲15, 341) [初年度] [平年度] - ( $\triangle$ 15, 341) 見込額 [改正増減収額] (単位:百万円) (1) 政策目的 要望理由 防衛省では、国民の生命・財産と領土・領海・領空を守り抜く上で、我が国の防衛意思と高い能力を示し、事態 の深刻化を防止するため、各種活動を下支えする防衛力の「質」及び「量」を必要かつ十分に確保し、抑止力及び 対処力を高めていくとともに、グローバルな安全保障上の課題等への取組として、国際平和協力活動(国連平和維 持活動、人道支援・災害救援等の非伝統的安全保障問題への対応を始め、国際的な安全保障環境を改善するために 国際社会が協力して行う活動をいう。)等をより積極的に実施していくこととしている。 そのため、具体的には、自衛隊の保有する装備品を運用し、以下のような活動を行っている。 警戒監視及び対領空侵犯措置:航空機、船舶による24時間態勢の対処 災 害 派 遣 等:航空機による人員輸送、給水や炊事支援などによるライフライン確保 海賊対処活動: 航空機、船舶を派遣し海賊対処活動に従事 育: 航空機、車両、船舶を使用して操縦者、乗組員を養成するための教育 練:部隊の技量向上を図り、いざという時に精強な部隊等を派遣するための日々の練成訓練 訓 (2) 施策の必要性 前記の多様な自衛隊の任務を果たすため、また、そのための教育訓練の実施、練度の維持等のためには、船舶や 航空機、車両等の運行に必要不可欠な「燃料」を確保する必要があり、さらには、我が国を取り巻く安全保障環境 が一層厳しさを増す中、平素からの活動に加え、グレーゾーンの事態を含め、自衛隊の対応が求められる事態が増 加かつ長期化しつつある。このため、それに対応する装備品の整備、訓練の増加、各種事態等への対応等を含め、 近年の原油価格の高騰を踏まえると、相当額の防衛費の増額は極めて困難なことから、自衛隊の各種活動経費(装 備品等の整備を含む。)を削減する可能性が高く、この場合自衛隊の各種活動等に極めて重大な影響が及ぶことに なる。また、既存の燃料費において捻出することとした場合、従来進めてきた効率化により既に工夫の余地はない ことから、調達可能な軽油の量が約3割の削減となるため、具体的には以下の影響、問題を引き起こす可能性が考

1 警戒監視活動等が不十分となるため、不審な船舶や航空機の事前探知が従前と比べ困難となり、安全保障上

3 国際的な取り組みである海賊対処活動などへの参加が従前に比べ制限されることから、国際社会における信

2 災害発生時等の緊急時に迅速な対応が困難となり、国民の安全確保態勢が脆弱になる。

のリスクが増大する。

ページ

3—1

頼失墜が懸念される。
4 新たな乗組員の養成や、船舶を使用した訓練が制限されるため、精強な部隊等を練成することが困難となり、様々な任務に迅速に対応することが困難となる。
5 この他、航空機の牽引車、通信機器の発動発電機の使用が制限され、様々な任務に支障が生じるおそれがある。加えて、自衛隊の活動による我が国の防衛の効果は、一部の都道府県に留まらず、日本国民が等しく享受するものであり、課税となった場合、自衛隊が使用する船舶等が所在する特定の自治体への納税となり、国民全体で等しく負担すべき国防の費用負担に偏りが生じ、公平性に欠けるものとなる。
さらに、平成26年6月に掲載決定された国土強難別は計画においても、国全体の総合的な災害対応体制の強化のため、自衛隊の対応力の強化を図ることとされている。
以上のことから、防衛という国民全体の利益のために、海球が処をはじめとする国際貢献のほか、災害派遣活動等の半永久的に起こりえる可能性がある各種事態等に、防衛省・自衛隊として迅速かつシームレスに対応し、国民の生命・財産と領土・領海・領空を確実に守り抜くためには、自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等に使用する軽由について、本則に規定し恒久的課税免除措置が必要である。

本要望に 対応する 縮減案

3-2

合理性	政策体系におけ る政策目的の位 置付け		
	政策の 達成目標	我が国の防衛意思と高い能力を示し、事態の深刻化を防止するため、各種活動を下支えする防衛力の「質」及び「量」を必要かつ十分に確保することで、自衛隊の任務を確実に遂行し、国民の生命・財産、領土・領海・領空を確実に守り抜く。	
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間		
	同上の期間中 の達成目標	我が国の防衛意思と高い能力を示し、事態の深刻化を防止するため、各種活動を下支えする防衛力の「質」及び「量」を必要かつ十分に確保することで、自衛隊の任務を確実に遂行し、国民の生命・財産、領土・領海・領空を確実に守り抜く。	
	政策目標の 達成状況	自衛隊の任務を確実に遂行し、国民の生命・財産、領土・領海・領空を確実に守り抜くことができた。 (※多様な防衛省・自衛隊の任務を完遂するためには、各種事態等の事態の推移に応じ、シームレスに対応することが求められるため、定量的な測定指標[装備品ごとの必要な軽油の給油回数や必要な軽油数量等]を設定することは困難である。)	
有効性	要望の措置の 適用見込み	<ul><li>○ 船舶:152隻 450,083KI (平成26年度予算)</li><li>○ 機械等に使用する軽油:27,823KI (平成26年度予算)</li></ul>	
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	本課税免除措置により、自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械の電源等に使用する軽油の単価が軽減され、所要の軽油を確保でき、任務を確実に遂行し、国民の生命・財産、領土・領海・領空を確実に守り抜くことが可能となることから、課税免除措置には有効性が認められる。	
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	他の税制上の支援措置により、課税免除措置の代替となる措置はない。	
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	平成26年度の課税免除となっている自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械の電源等に使用する軽油の予算額は、約340億円である。仮に課税免除措置が延長されない場合、新たに約153億円の予算を要することになる。	
	上記の予算上 上記予算は、平成26年度における要望項目である課税免除となっている軽油の予算額であるかの措置等と 課税免除措置が延長されないと、新たに約153億円を要することになり、自衛隊の任務遂行等に要望項目との 重大な支障を与えかねないため、課税免除措置の恒久化を要望するものである。 関係		
	要望の措置の 妥当性	厳しい財政事情の中、新たに課税分の予算要求をしたとしても、全体額を増やすことが困難であるため、他に必要な予算を削減することとなるが、この場合、自衛隊の任務である海賊対処をはじめとする国際貢献のほか、災害派遣等の活動に支障が生じるおそれがある。また、自衛隊の活動による我が国の防衛の効果は、一部の都道府県に留まらず、日本国民が等しく享受するものであり、課税となった場合、自衛隊が使用する船舶等が所在する特定の自治体への納税となり、国民全体で等しく負担すべき国防の費用負担に偏りが生じ、公平性に欠けるものとなる。加えて、自衛隊の任務は国として必要不可欠なものであり、自衛隊以外、当該任務を遂行することはできないことから、軽油引取税の課税免除措置は妥当である。したがって、自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械の電源等に使用する軽油について、課税免除を恒久的措置とすることは、予算措置等の他の手段と比較して適切であり、相当性が認められる。	

税負担軽減措置等の 適用実績	○ 過去の実績       軽油引取量         年度       軽油引取量         平成21年度       455, 757KI         平成22年度       346, 837KI         平成23年度       492, 049KI         平成24年度       414, 300KI         平成25年度       434, 386KI	免税額 14,630百万円 11,133百万円 15,795百万円 13,299百万円 13,944百万円	
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	適用総額 税額 (千円) 23年度 91,311,885 24年度 94,380,805		
税負担軽減措置等の適 用による効果 (手段と しての有効性)	近年の厳しい財政状況や原油価格が不安定な状況でも、軽油引取税が免除されていることにより、 自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械の電源等に使用する軽油の量を安定的に 確保でき、警戒監視及び対領空侵犯措置、災害派遣、海賊対処活動、教育訓練等の自衛隊の任務を 果たすことができた。 本課税免除措置の他代替手段は無く極めて有効である。		
前回要望時の 達成目標		上供する機械の電源等に使用する軽油を確保するこ はが国の平和と独立を守り、国民生活の安全・安心	
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	_		
これまでの要望経緯	平成21年度の地方税法の改正に伴い、軽油引取税が目的税から普通税に改められ、使途制限が 廃止された。これに伴い、軽油引取税の課税免除措置については、一部の用途を除き地方税本則に よる措置から地方税法附則による3年間の時限措置に変更した上で、存続されることになった。 平成24年度税制改正において、さらに3年間の延長が認められた。		
		ページ 3—4	